

行政監査（テーマ監査）

テーマ 単独随意契約の理由について

監査対象 令和6年度又は令和5年度に単独随意契約を締結した所属（90所属）、
契約課

監査期間 令和6年9月20日～令和7年3月28日

テーマを「単独随意契約の理由について」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、3件の指導を行いました。また、2件の業務意見を付しました。

●主な業務意見

① 単独随意契約の理由の明確化について

今回の監査においては、単独随意契約の理由として「精通し、迅速かつ的確に業務を実施することができる」、「長年にわたる実績があり」など、その1者にしか業務履行ができない理由が具体的でないものが見受けられました。

地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則とされており、随意契約は地方自治法施行令で規定する要件に該当する場合に限り認められる契約方法ですが、特に相手を1者に特定して行う契約方法である単独随意契約については、透明性及び公正性を確保することが求められます。そして、単独随意契約の理由は公表するとされていることから、市民への説明責任を果たすためにも、その理由を具体的に記載するとともに、他に業務の履行ができる者がいないかの検討を毎年度業務発注前に行うことで、単独随意契約理由の妥当性が継続的に検証され、適切な選定が行われることが望まれます。

また、単独随意契約の理由については、業務の継続性や過年度受託業者であることを単独随意契約の理由としているものが見受けられ、複数年度にわたる一連の業務を単年度ごと実施し、前年度に実施した業務の特殊性から結果として次年度業務においても同一の者を契約相手方としているものがありました。

契約課が内部統制機能強化の取組の一環として実施した委託契約事務に関するモニタリング調査の結果報告書（令和6年11月1日）によれば、前年度の受注業者を契約相手方とする場合において、同一業者による長期間の履行が必要ならば、債務負担行為や長期継続契約によって複数年度の契約とすべきとされていることから、複数年にわたって一連の業務が行われる場合は、債務負担行為を設定するなどの検討が十分に行われることが望まれます。

② 単独随意契約継続時の確認について

今回監査の対象とした業務には、本市の外郭団体（地方独立行政法人を除いた基本財産の25%以上を市が出資している12団体をいう。）や、施設の管理運営を行うために設立された団体を契約相手方として長期間にわたり単独随意契約を行っているものがあり、監査を実施するに当たり提出を求めた書類の記載からは、外郭団体については市の政策や取組を共に推進するパートナーであることなどを、施設の管理運営を行うために設立された団体については施設を設置した当初には設置目的を達成できる事業者がいなかったことなどを理由に、単独随意契約を継続するに当たって他に業務の履行ができる者がいないかの確認や検討を行っていない状況が見受けられました。

静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針（平成29年3月策定、令和2年6月改訂）によれば、「市と外郭団体とは、市の政策を始めとする市民の福祉の増進に資する取組を共に推進するパートナーである。」との視点から、外郭団体の役割を具体化する主な手法の一つとして、「業務の委託先としての活用」が挙げられています。しかし、このような外郭団体や施設の管理運営を行うために設立された団体を業務の相手方として選定する場合であっても、単独随意契約はあくまで例外的な契約方法であることに留意し、社会情勢の変化に対応できるよう、単に前例を踏襲するのではなく、事業者の参入状況等についての的確に情報収集を行うとともに、競争性を採り入れた契約方法の可能性についての検討がなされることが望まれます。